



## 記者発表資料

### 霞ヶ浦導水事業の事業認定の申請を行いました

国土交通省関東地方整備局は、本日、霞ヶ浦導水事業（第1導水路（水戸トンネル・石岡トンネル）及び第2導水路（利根導水路））について、土地収用法に基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせします。

#### 事業認定申請に係る経緯

霞ヶ浦導水事業（第1導水路（水戸トンネル・石岡トンネル）及び第2導水路（利根導水路））については、これまで多くの地権者のご協力を得て、事業の進捗を図っているところです。

今後の工事に必要な区分地上権<sup>※1</sup>の設定について、地権者の方々との交渉を重ねているところですが、その一部において、現時点では権利設定の目処が立たない箇所もあります。

このため、引き続き任意交渉に最大限の努力を続けてまいります。今後も権利設定ができない場合に備え、土地収用法に基づく事業認定の申請を行いました。

※1 区分地上権とは

民法第269条の2に規定される「工作物を所有するため、地下又は空間について、その上下の範囲を定めて設定される地上権」を指します。

#### 発表記者クラブ

茨城県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

#### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所 TEL : 029-822-3007(代表)

副所長（技術）

ふじわら 藤原 康宏

用地課長

いむら 飯村 勝紀

## 「土地収用法の事業認定」とは

土地収用法は、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し（中略）、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

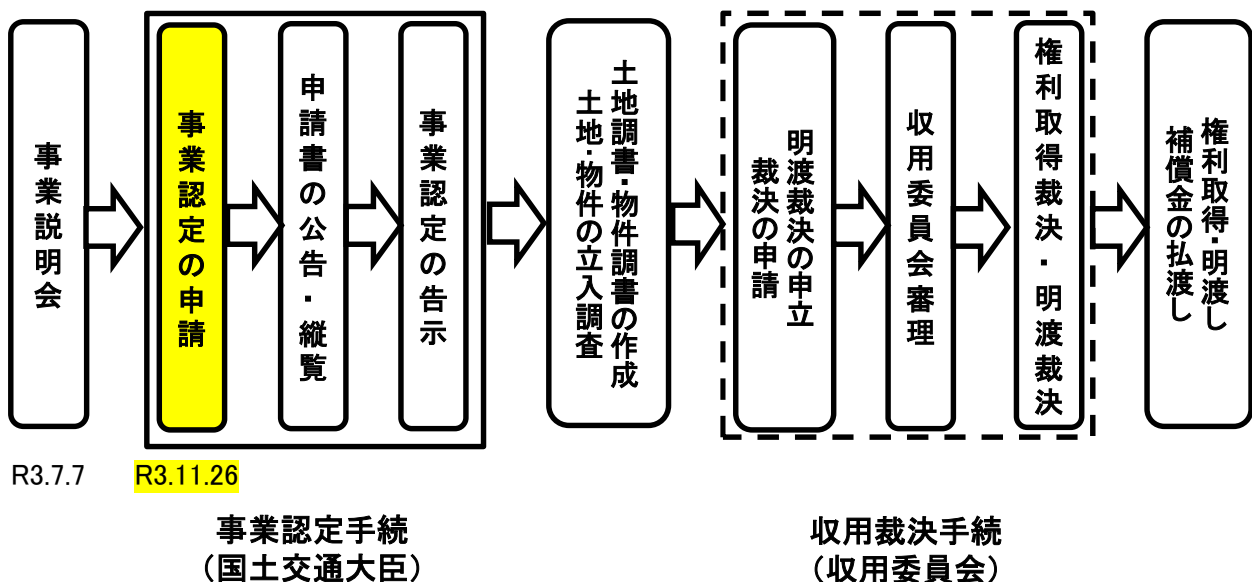
事業認定手続は、この土地収用法の手続きの一つであり、国土交通大臣または都道府県知事（事業認定庁）が、申請に係る事業が「高い公益性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること」について認定する手続きです。

土地収用法（昭和二十六年六月九日法律第二百十九号）

（事業の認定）

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

## 土地収用法の手続の主な流れ



# 事業の概要

## 1. 事業の目的

### 流水の正常な機能の維持と増進

那珂川下流部及び利根川下流部における既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

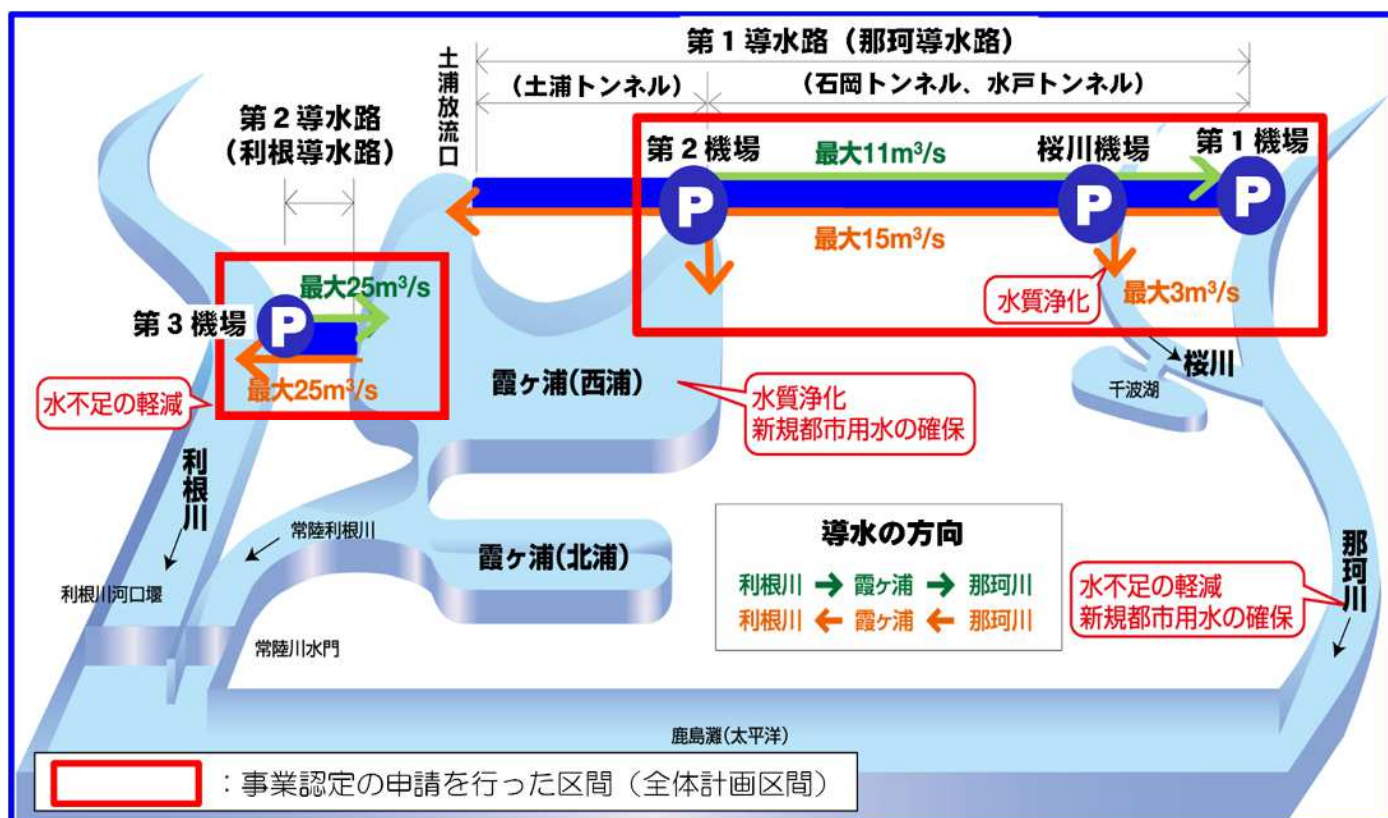
### 新規都市用水の確保

新たに水道用水、工業用水の供給の確保を図る。

- ・ 水道用水：茨城県、東京都、印旛郡市広域市町村圏事務組合に最大 $5.548\text{m}^3/\text{s}$ の供給の確保を図る。
- ・ 工業用水：茨城県、千葉県に最大 $1.774\text{m}^3/\text{s}$ の供給の確保を図る。

### 河川湖沼の水質浄化

霞ヶ浦、桜川等の水質浄化を図る。

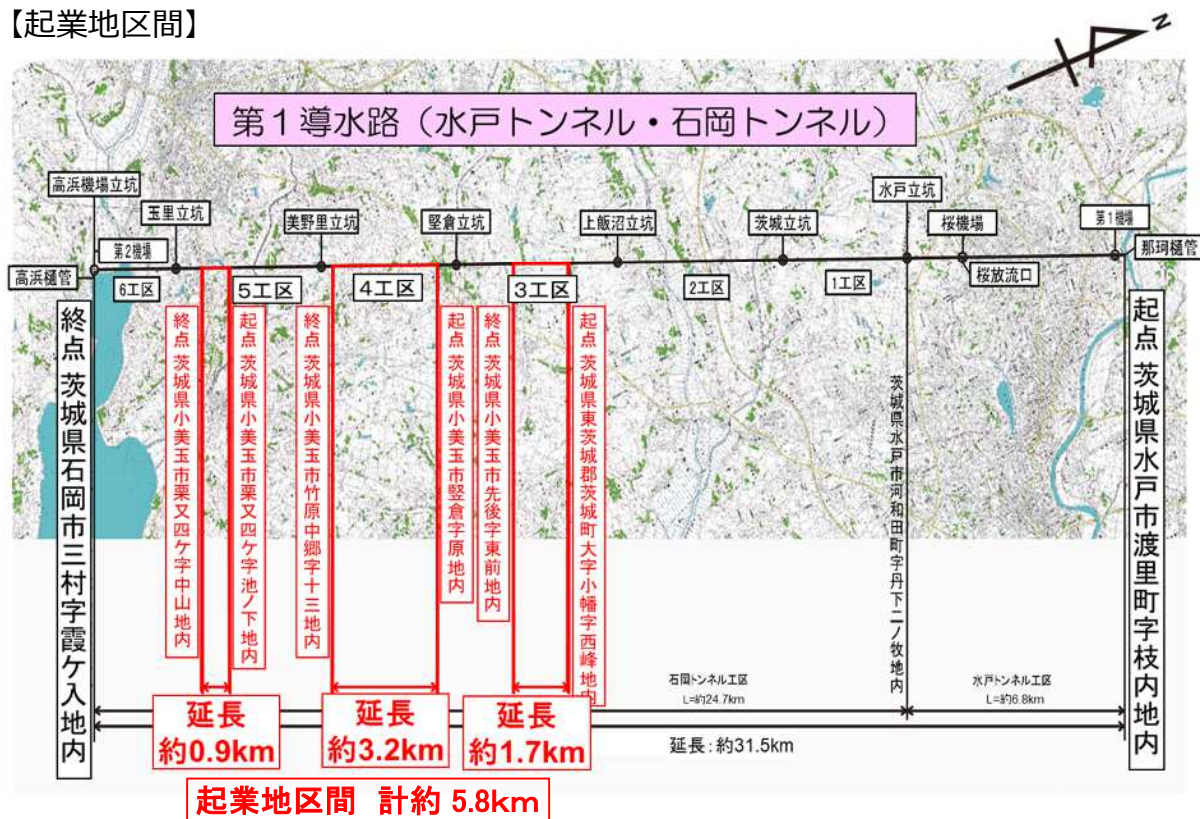


## 2. 事業認定の申請を行った区間

【全体計画区間】



【起業地区間】



## 3. 区分地上権設定状況 (申請起業地区間)

令和3年10月末時点

	面積	うち区分地上権 設定済み面積	設定率
起業地	31,515m <sup>2</sup>	29,650m <sup>2</sup>	約94%

※ 起業地とは、事業認定申請における事業を施行する土地です。

※ 起業地には、河川や道路等権利設定を要しない土地は含んでいません。